

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 長 官 室
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

- 総合運動場条例施行規則 (震災復興・企画総務課) 一
- 宮城県ライフル射撃場管理規則 (同) 四
- ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則 (食と暮らしの安全推進課) 五
- 特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (共同参画社会推進課) 一三
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (業 務 課) 一三
- 職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令 (人 事 課) 一四
- 告 示 (道 路 課) 一四
 - 道路占用料規程の一部を改正する告示
 - 宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則を廃止する規則
- 自然の家管理規則の一部を改正する規則 一五
 - 人事委員会
 - 人事委員会規則七二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則 一七
 - 人事委員会規則七五十三(地域手当)の一部を改正する規則 一七
 - 人事委員会の権限(地域手当)の一部委任の一部を改正する告示 一七

ページ

規 則

総合運動場条例施行規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

総合運動場条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、総合運動場条例(昭和五十六年宮城県条例第二号。以下「条例」という。)第二十五条の規定に基づき、総合運動場(条例第二条に規定する総合運動場のうち宮城県宮城野原公園総合運動場の駐車場(以下「駐車場」という。)、宮城県第二総合運動場及び宮城県総合運動公園の宮城県サッカー場をいう。以下同じ。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。(使用者及び入場者の遵守事項)

- 第二条 総合運動場の使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
 - 二 現状を変更しないこと。
 - 三 使用目的以外に使用しないこと。
 - 四 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
 - 五 使用許可を受けた設備器具以外は、使用しないこと。
 - 六 総合運動場内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。
 - 七 使用施設に係る施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示すること。
- 2 駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 駐車場の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
 - 二 駐車場の施設設備を損傷しないこと。
 - 三 駐車場内において他の自動車の駐車場の妨げとなる行為をしないこと。
 - 四 標識及び係員の指示に従うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が指示すること。
- 3 総合運動場に入場する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 総合運動場内の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
 - 二 総合運動場内において他の者の妨げとなる行為をしないこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者(駐車場にあっては、知事)が指示すること。
- (職員の立入り)

第三条 知事又は指定管理者は、秩序の維持又は施設設備の管理上必要があると認めるときは、職員

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(案)の公表

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 康 浩

〇宮城県規則第二十六号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成三十年宮城県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項、第八条第三項及び第十九条第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

様式第十二号中「印」を認め、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

様式第十三号中「⑩」を認め、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改め、「日本工業規格」及び「第6条第2項」を「第5条第2項」に改める。

様式第十四号中「⑩」を認め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「提出に併せて、次の書類をそれぞれ1部提出」を「には、次の書類を添付」に改める。

「① 登記事項証明書の写し」を「① 登記事項証明書2部(うち写し1部)」に改める。

「② 財産目録の写し」を「② 財産目録2部」に改める。

様式第十四号から様式第十七号までの規定中「⑩」を認め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十八号から様式第十三号までの規定中「印」を認め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十四号中「⑩」を認め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「提出に併せて、次の書類をそれぞれ1部提出」を「には、次の書類を添付」に改める。

「① 登記事項証明書の写し」を「① 登記事項証明書2部(うち写し1部)」に改める。

「② 財産目録の写し」を「② 財産目録2部」に改める。

様式第十六号及び様式第十七号中「⑩」を認め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十八号及び様式第十九号中「⑩」を認め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二十号中「⑩」を認め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「職員給与の支給に関する規定(2部)」を「ただし、既に所轄庁に提出している内容に変更がない場合は不要」に改める。

「(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金を、条件その他その内容に関する事項(金額の最も多いものか」

「(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項(金額の最も多いものか」

ら順次にその順位を付した場合同上におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

「(4) 役員等(当該認定非営利活動法人等の役員、役員の内縁者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者)の前事業年度における当該認定非営利活動法人等に対する寄附金の額及び当該前事業年度の合計額が二十万円以上であるものに限り、その氏名並びにその寄附金の額及び寄附年月日」

「(5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項」

「(6) 給与を得た寄附金の額及びその相手先及び支出年月日」

「(7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日」

「(2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項」

「(1) 収入を生ずる取引及び費用を生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次にその順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引」

「(3) 寄附者(当該認定非営利活動法人等の役員、役員の内縁者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者)の前事業年度における当該認定非営利活動法人等に対する寄附金の額及び寄附年月日を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項」

「(4) 支出した寄附金の額及びその相手先及び支出年月日」

「(5) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日」

に改める。

様式第二十一号から様式第二十三号までの規定中「⑩」を認め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、様式第 号の改正規定、様式第二号の改正規定(「第10条第3項」)及び「第10条第4項」に改める部分を除く。様式第三号から様式第十九号までの改正規定、様式第二十号の改正規定(「⑩」)を認め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。及び様式第二十一号から様式第二十三号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定によるものとみなす。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(案)の公表

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 康 浩

〇宮城県規則第二十七号